

## 倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 宿泊事業者

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、倉吉市内の宿泊施設において旅館業を営む者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして、住宅宿泊事業を営む者

#### (2) 補助事業者 補助事業者は、次に掲げる者であつて、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

ア 倉吉市内に観光案内所、観光施設等を設置し、又は管理する者

イ 倉吉市内の観光地における店舗、事業所等を運営する者

ウ 倉吉市内の宿泊事業者

### (交付目的)

第3条 補助金は、鳥取県立美術館開館に伴い観光客等の受入環境整備を行う市内の観光事業者等に対し、整備等に要する経費の一部を支援することで、倉吉での滞在時間の満足度向上に資することを目的とし、滞在型観光地としての環境整備を促進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と第5欄に掲げる額とのいずれか少ない額以下とする。

### (交付申請の時期等)

第5条 補助金の交付申請は、令和7年1月31日までに行わなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、本補助金の事業計画及び増額以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(検査員による検査)

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、同項の報告書（次項において「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第4号によるものとする。

(交付額の確定の通知)

第11条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第5号によるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産については、市長が別に定める期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

3 第5条第1項前段の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(その他)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月25日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
(1) 多言語化（パンフレット、メニュー、看板、Webサイト構築等）	市内の観光事業者等（複数の民間事業者によるグループまたは団体による実施含む。）	消耗品費、印刷製本費、広報費、手数料、委託料、備品購入費等	3分の1	100,000 円
(2) Wi-Fi整備				
(3) キャッシュレス決済導入				
(4) 既存トイレの改修（洋式化・多機能化）		工事費		300,000 円

様式第1号（第5条、第9条関係）

事業計画書（事業報告書）

1 補助事業等の名称

2 事業の内容

3 着手（予定）年月日           年    月    日

4 完了（予定）年月日           年    月    日

5 事業の実施方法（直営、請負、委託等の別）

6 暴力団等との関係

申請者は、補助金等交付申請書を提出する時点及び補助事業を実施する期間において、暴力団、暴力団員及び暴力団関係者のいずれにも該当しません。

7 添付書類

※ 見積書（領収書）の写し等の経費の額を説明できる書類、許可書の写し等の事業の実施に必要な手続の状況が説明できる書類、パンフレット・報道資料の写し等の事業内容を説明できる書類、台帳その他の関係する帳簿の写し等

様式第2号（第5条、第9条関係）

収支予算書（収支決算書）

1 収入の部（補助金を独立した項目とし、その他全ての財源を明記すること。）（単位：円※1）

事項	予算額(ア) (決算額(ア))	※2(イ) (予算額(イ))	増減(ウ=ア-イ)	備考
倉吉市観光客等 受入環境整備支 援事業費補助金				
計				

2 支出の部（計の額が1収入の部の計の額と一致すること。）（単位：円※1）

事項	予算額(ア) (決算額(ア))	※2(イ) (予算額(イ))	増減(ウ=ア-イ)	備考
計				

※1 収支予算書の場合は、事業の内容に応じて、千円とすることができること。

※2 収支予算書の場合は、前年度予算（決算）額等の予算額と対比すべき額又は空欄とすること。

※3 1収入の部・2支出の部のそれぞれで項（行）が不足する場合は、これを追加すること。

年 月 日

様

倉吉市長

令和6年度倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 対象事業 倉吉市観光客等受入環境整備支援事業
- 2 交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

- 3 交付額の確定

補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、倉吉市倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金交付要綱（令和6年10月25日倉吉市経済観光部長決裁。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合にあつては、変更後の額）のいずれか少ない額により行う。

- 4 補助規程の遵守・その他の条件

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

様

倉吉市長

令和6年度倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金概算払通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった令和6年度倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり概算払することとしたので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 概算払の額 円
- 4 請求書の提出 補助事業者は、概算払を受けたい場合は、月 日までに補助金等支払請求書を提出してください。
- 5 精算について

補助金の概算払を受けた場合で、補助事業の完了、中止又は廃止があったときは、補助金の精算を行う必要があります。その結果、精算により交付されるべきこととなった補助金の額（交付決定又は変更承認のあった額が限度となります。以下「精算額」といいます。）を概算払を受けた補助金の額（以下「概算払額」といいます。）が超過しているときは、当該超過している額を返還し、精算額に対して概算払額が不足しているときは、当該不足している額の分の補助金が交付されることとなります。

年 月 日

様

倉吉市長

令和6年度倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市観光客等受入環境整備支援事業費補助金
- 2 確定交付額等

補助金の確定交付額及びその算定基準額並びに交付決定額は、次のとおりである。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 確定交付額 | 金 | 円 |
| (2) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (3) 交付決定額 | 金 | 円 |

- 3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用する同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。

- 4 補助金の支払予定日 年 月 日